

あきたリッチプラン

AKITA RICH PLAN

秋田県への産業立地を検討される企業様へ、初期投資を大幅に低減するためのプランをご提案いたします。



1 補助制度

◆あきた企業立地促進助成事業補助金

①設備投資支援型

対象分野	対象事業 ※資本金(出資額)1千万円以上。(ただし県の誘致認定を受けた企業は除く。)			
製造業	日本標準産業分類表に掲げる大分類項目Eの製造業など(秋田県資源エネルギー産業課が別に定める「環境・エネルギー型、資源素材型企業」を含む)を事業とする企業			
情報通信関連型	コールセンター(インバウンド業務)、データセンター、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業などを事業とする企業			
研究開発型	製造業を営む企業が行う物品の製造又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の事業であって、研究開発専門の部門を設置し、専従研究員を雇用して事業を行う企業			
流通関連型	道路貨物運送業、倉庫業、卸売業等のうち、県を越えた広域物流ネットワークを構築する企業			
補助の要件	設備投資に対する補助	雇用奨励金	人材育成に対する補助	交付限度額
投資額：3億円以上(土地代除く) 雇用：新規(増加)常用雇用者数 10人 [研究開発型企業又は本社機能等の移転等を行う企業は5人] 申込(計画書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。	10% (要件に応じた補助率の加算あり) (投資額100億円までの金額) 投資額100億円を超える部分の金額については、[10%]となります。	25万円/人・年 (3年間) 新規(増加)常用雇用者のみが対象となります。	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 限度額 25万円/人 交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	5億円 (要件に応じた限度額の加算あり)

②事業集約支援型

対象分野	対象事業		
県内への事業集約型	製造業及び製造関連サービス業		
補助の要件	設備等に対する補助	交付限度額	
経費：事業集約に伴う経費1,000万円以上 雇用：新規(増加)常用雇用者数 2人以上 申込(計画書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。	20%	2,000万円	

◆がんばる中小企業応援事業補助金(企業立地・雇用増加型)

対象分野	対象事業			
「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様 但し、中小企業であることが条件となり、また、研究開発型は除く。	「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様 但し、中小企業であることが条件となり、また、研究開発型は除く。			
補助の要件	設備投資に対する補助	雇用奨励金	人材育成に対する補助	
投資額：1億円以上3億円未満(土地代除く) 雇用：新規(増加)常用雇用者数 5人 [環境・エネルギー型企業で従業員数100人以下の場合又は本社機能等の移転等を行う企業は2人]	10% (要件に応じた補助率の加算あり)	25万円/人・年 (3年間) 新規(増加)常用雇用者のみが対象となります。	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 限度額 25万円/人 交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	

2 融資制度

◆秋田県企業立地促進資金

対象企業	資本金又は出資の総額が1千万円以上の会社で次に該当する企業 製造業、ソフトウェア業、製造関連サービス業(研究所含む)、電気業※、ガス製造工場、熱供給業又は県工業団地を取得する企業 ※電気業の場合自家発電設備は除きます。
対象設備	工場等の新增設に係る用地及び設備 / 空き工場等を活用した事業の実施に係る用地及び設備
限度額	投下固定資産額の50~70%(上限10億円※) ※空き工場等を活用して事業を行う場合は上限5億円
要件	操業時までの投下固定資産額が1億円以上※であること ※空き工場等活用の場合は2千万円、ソフトウェア業は1千万円以上 ・地場企業 雇用数1名以上の増加 ・県外企業 県の誘致企業であり、3年以内に工場等を建設 ・工業団地を取得する県外企業 操業開始後1年以内に従業員10名以上
貸付条件	年利率1.60%※ / 15年償還(うち据置期間2年) / 元金均等年賦償還 ※輸送機・アグリ・電気業関連投資の場合は、年利率1.50%

③ 優遇税制

◆秋田県税の減免制度

地区(域)区分	適用区域・市町村 (過疎地域は、旧市町村地域が適用区域となります)		適用基準	措置内容	適用期間	条例等	
同意集積区域	電子・輸送機	秋田市, 横手市, 湯沢市, 由利本荘市, 湯上市, 大仙市, にかほ市, 仙北市, 美郷町, 羽後町	新増設	土地・建物取得額・2億円超 農林水産関連業種・5,000万円超	課税免除 ・不動産取得税※1 ・固定資産税(県※2)	事業税, 固定資産税・3年間 不動産取得税・その都度	同意集積区域における県税の課税免除に関する条例 企業立地促進法※3
	資源リサイクル医療	秋田市, 能代市, 大館市, 鹿角市, 湯上市, 北秋田市, 小坂町, 上小阿仁村, 藤里町, 三種町, 八峰町, 五城目町					
	木材	秋田市, 能代市, 大館市, 男鹿市, 北秋田市, 仙北市, 上小阿仁村, 藤里町, 三種町, 八峰町, 五城目町					
	食品	全市町村					
過疎地域	秋田市(旧河辺町), 能代市, 横手市(旧増田町, 旧雄物川町, 旧平鹿町, 旧大森町, 旧山内村), 大館市(旧比内町, 旧田代町), 男鹿市, 湯沢市, 鹿角市, 由利本荘市(旧矢島町, 旧由利町, 旧大内町, 旧東由利町, 旧鳥海町), 大仙市(旧協和町, 旧西仙北町, 旧南外村), 北秋田市, 仙北市, 小坂町, 藤里町, 三種町, 八峰町, 五城目町, 八郎潟町, 美郷町, 羽後町, 上小阿仁村, 東成瀬村		固定資産取得額・2,700万円超	課税免除 ・不動産取得税※1 ・固定資産税(県※2) ・事業税		過疎地域における県税の課税免除に関する条例 過疎法	

※1 不動産取得税の課税免除対象となる土地は、課税免除対象建物の垂直投影部分に限られます。

※2 固定資産税は、規定額(立地する市町村により異なる)を超えた部分が県税として課税されます。

※3 企業立地促進法に基づく支援措置を受けるためには、着工前に企業立地計画または事業高度化計画を申請し、県の承認を得る必要があります。

④ 団地分譲

◆分譲・貸付価格

団地名	所在地	分譲価格(円/m ²)	貸付価格(円/m ² ・年)※		
			事業用定期借地	大規模利用	使用貸借分譲
鹿角	鹿角市	4,960	49.35		29.40
北秋田大野台	北秋田市	2,820	45.24		26.95
能代	能代市	5,440	75.01		44.69
昭和	湯上市	5,230	89.54		53.34
秋田新都市(湯本地区)	秋田市	第10	6,510	115.06	68.54
		第8-1			
		第9-3			
秋田新都市(大杉沢地区)	秋田市	8,250	115.10		68.57
秋田御所野西部臨空港		4,410	103.64		61.74
秋田港産業新拠点【A-BIZ】		7,120	91.65		54.60
七曲臨空港		6,200	89.30		53.20
横手第二	横手市	6,750	111.86		66.64

※ 貸付料を算出する際は、貸付価格の小数点以下も含み計算します。

◆貸付・分譲制度

区分	名称	要件		貸付料	契約保証金
貸付	事業用定期借地権(県)	面積 0.5ha以上	貸付期間 10年以上 30年未満	公有財産台帳価格×長期7°ラット+固定資産税相当額	貸付料1年分 + 原状回復費用相当額
	事業用定期借地権(県)/大規模利用	面積 3ha以上 雇用増概ね100人以上		指定期間(10年以内)は固定資産税相当額、期間以降は上記と同じ	
分譲	使用貸借特約付分譲	一定期間内の売買予約が前提で、使用期間満了時に一括払い		使用期間(10年以内)は固定資産税相当額	販売価格の10%又は原状回復費用相当額のいずれか高い方+固定資産税相当額

企業立地の窓口

◆秋田県産業労働部産業集積課	〒010-8572	秋田県秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎3階	TEL 018-860-2250	FAX 018-860-3869
◆秋田県企業立地事務所(東京)	〒102-0093	東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館7階	TEL 03-5212-9112	FAX 03-5212-9116
◆秋田県名古屋産業立地センター	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄四丁目1-1 中ビル10階	TEL 052-261-1806	FAX 052-252-2413
◆秋田県大阪事務所	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田一丁目3-1-900 大阪駅前第一ビル9階	TEL 06-6341-7897	FAX 06-6341-7979 (H28.5 現在)